収　入 印　紙

物品売買契約書（案）

沖縄県知事○○○○○○（以下「甲　　」という。）が次の物品を購入し、○○○○○○（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品　名　仕様書及び更新機器一覧表による

規　格　仕様書及び更新機器一覧表による

数　量　仕様書及び更新機器一覧表による

第１条　納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

１　納入期限　　令和９年３月31日

２　納入場所　　糸満青少年の家（沖縄県糸満市賀数347）

３　契約金額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　契約保証金額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第１項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

２　物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

３　納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第３条　乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

２　乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第４条　乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

２　前項の場合は、甲は１回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

第５条　乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

第６条　乙が、前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第７条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

２　前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

３　甲は、第１項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第９条の違約金を免除することができる。

第８条　契約金額は、検査の完了後、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

２　第２条第２項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第９条　甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、沖縄県財務規則（昭和47年５月15日規則第12号）第109条第１項の規定により、遅延日数に応じた違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

第10条　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第13条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第14条　乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第15条　乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。
この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印して各１通を保有する。

令和８年　　月　　日

甲　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県知事　名

乙